

## 個人所得税総合所得の清算

2019 年度の個人所得税総合所得の清算事項に関する公告が出されました。

### 2019 年度清算の内容

2019 年度終了後、居住者個人（以下、納税人という）は 2019 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに取得した給与、労務報酬、原稿料、特許権使用料等の 4 項目の所得（以下、総合所得という）の収入額から 6 万人民元を減額し、専項控除、専項附加控除、その他控除と公益慈善事業への寄付等を控除後に総合所得個人所得税率を適用して速算控除額を引いてから本年度の最終納税額を計算する。

2019 年度の既納付税額を控除し本年度の還付税額或いは追徴税額を算出し税務機関に申告し還付又は追徴の手続きをする。

規定より 2019 年度の清算し今年度総合所得に対し還付や追徴を行う。前後の年度において財産賃貸等の分類所得や年一次性賞与所得（総合所得に含めない場合）は含まない。

### 年度清算事務が不要な納税人

以下のいずれかの状況にあるときは年度清算の事務を必要としない

- ① 納税人の追徴税額はあるが年度総合所得が 12 万人民元を超えない場合
- ② 納税人の追徴税額が 400 人民元を超えない場合
- ③ 納税人の既納付税額が納付すべき税額と一致又は還付申告をしない場合

### 年度清算事務が必要な納税人

以下のいずれかの状況にあるときは年度清算の事務をしなければならない

- ① 2019 年度既納付税額が納付すべき年税額を上回り、かつ還付申請をする場合
- ② 2019 年度の総合所得収入が 12 万人民元を超え、かつ追徴税額が 400 人民元を超える場合（2 か所及びその以上から収入を得た場合、税率上げによる既納額が不足の場合）

### 税前控除の享受

以下の控除の未申告或いは不足額の税前控除項目については、納税人が年度清算の事務期間において控除或いは補充控除することができる。

- ① 納税人及び配偶者、未成年の子女について 2019 年度に発生した条件に適合する大病の医療支出
- ② 納税人の 2019 年度において未申告或いは不足額の子女教育、継続教育、住

宅借入利息或いは住宅家賃、扶養老人専項附加控除及び減額費用、専項控除、法により確定したその他の控除

③ 納税人の2019年度に発生した条件に適合する寄附金支出

### 事務処理期間

2019年度の清算の期間は2020年3月1日から6月30日に手続きをする。

中国国内に住所を有しない納税人が2020年3月1日より前に中国を離れるときは、出国する前に手続きをする。

### 事務処理方法

納税人は以下の方法を選択することができる。

- ① 自己で年度の清算事務をする。
- ② 給与等の源泉徴収義務者が代理事務をする。
- ③ 税務専門サービス機関或いはその他の単位及び個人に委託する。

### 申告情報及び資料の保存

納税人が清算確定申告したときは、税務機関に送付する年度清算申告の他、本人の基礎情報、新たに控除或いは税収優遇を受けるには規定により一緒に関連する情報を送付しなければならない。

納税人等は年度清算申告等及び総合所得収入、控除、既納税額或いは税収優遇等の関連する資料をその年度の清算期間終了の日から5年間保存しなければならない。

### 年度清算申告の管轄税務機関

近くて便利を原則とし、納税人が自己で事務或いは受託人が納税人の代理事務は、納税人の雇用単位の所在地の主管税務機関に申告する。2か所以上の雇用単位があるときは、自主的にその中のひとつの雇用単位の所在地の主管税務機関を選択して申告することができる。納税人の雇用単位がないときは、その戸籍所在地或いは居住地の主管税務機関に申告する。

源泉徴収義務者が年度清算期間内に行う納税人の年度清算事務は、源泉徴収義務者の主管税務機関に申告する。

### 年度清算申告の還付と追徴

納税人が年度清算還付申請するときは中国国内で開設した条件に符号する銀行口座を提供しなければならない。

**西 山 会 計 事 務 所**

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>